

# 北海道高度情報化農業研究会

## 第12回通常総会 議案

日 時：平成29年2月22日（水）12：45～

場 所：自治労会館3F 中ホール  
札幌市北区北6条西7丁目5-3

第 12 回通常総会次第

平成 29 年 2 月 22 日（水）12:45～13:15

開会の辞

1 会長挨拶

2 議長選出

3 議事

<報告事項>

(1) 会員の動向について

<審議事項>

(1) 議案第 1 号 第 12 期活動報告について

(2) 議案第 2 号 第 12 期収支決算報告について

(3) 議案第 3 号 監査報告について

(4) 議案第 4 号 第 13 期活動計画（案）について

(5) 議案第 5 号 第 13 期収支予算計画（案）について

(6) 議案第 6 号 役員改選について

<その他>

4 議長退任

5 第 7 期役員挨拶

閉会の辞

## <報 告 事 項>

### 1 会員の動向について（平成 29 年 1 月 1 日現在）

個人会員：119 名

賛助会員：22 法人

## <審 議 事 項>

### 議案第 1 号 第 12 期活動報告について

議案第 1 号資料のとおり承認願いたい。

### 議案第 2 号 第 12 期収支決算報告について

議案第 2 号資料のとおり承認願いたい。

### 議案第 3 号 監査報告について

議案第 3 号資料のとおり

### 議案第 4 号 第 13 期活動計画（案）について

議案第 4 号資料のとおり承認願いたい。

### 議案第 5 号 第 13 期収支予算計画（案）について

議案第 5 号資料のとおり承認願いたい。

### 議案第 6 号 役員の改選について

議案第 6 号資料のとおり改選願いたい。

## 第12期活動報告

## 1 高度情報化農業研究を巡る状況と活動の概要

高度情報化農業の目指すものは、ICTを活用した安全・安心・安価な農産物の安定供給であり、環境保全と生産性の両立・増進である。

北海道は、大規模な土地利用型農業経営が行われており、高度情報化農業に適合する地域である。このような農業環境にあって、農業労働人口の減少および高齢化が進んできている中で、農作業の軽労化、生産性の向上および環境保全が求められている。このため、農作業のロボット化、オートガイダンスシステム、精密農業などの高度情報化農業の研究・実証・普及が進んでいる。また、農業を取り巻く環境は地球的規模で激変しようとしている。正に、情報が鍵を握り、その収集・把握、共有、農業活性化への応用が求められる今日である。

このような状況の下、スマート農業技術を直接生産者に伝えるため、営農・技術担当者を対象に専門セミナーの開催などを行った。

- (1) 総会に併せて、「スマート農業技術の普及に向けた取組と課題」をテーマに専門分野の講師を招き農業セミナーを開催。(会員・一般90名)
- (2) 本研究会に対する期待や要望に応える活動として、北海道、ホクレンと当研究会が主催するICT技術展示フェア「北海道スマート農業フェア」を11月30日～12月1日開催し、「見る・学ぶ・体験する」をテーマに当研究会は「学ぶ」を主催、専門の講師を招きICT技術専門セミナーと一般来場者を対象に一般セミナーを実施した。  
(来場者5,000名、専門セミナー200名)
- (3) 会員の情報の共有化と交流促進、知見の向上のため北海道情報化農業ニュースを定期4回のほか、号外を随時発行した。

## 2 活動報告

### (1) 運営委員会の開催

運営委員会を3回開催し、下記のとおり第12期の活動計画の検討を行った。

#### ■ 第1回 平成28年6月9日

報告事項

- ・ 第6期役員体制について
- ・ H28年度会員状況について

協議事項 第12期事業計画について

- ・ 会議の開催について
- ・ 北海道高度情報化農業ニュースの発刊について
- ・ セミナー、講習会の開催について
- ・ 他の研究会との連携について

#### ■ 第2回 平成28年7月26日

協議事項 「北海道スマート農業フェア」主催及び役割について

- ・ セミナーのテーマについて
- ・ セミナーの講師について

#### ■ 第3回 平成28年12月22日

報告事項

- ・ 平成28年度研究会活動報告

協議事項

- ・ H29年度総会議案（素案）について
- ・ セミナーテーマ及び基調講演・講師などについて

### (2) 北海道情報化農業ニュースの発刊

会員への情報提供及び活動報告として、定期発行を4回（3月、6月、9月、12月）、号外15号を（随時）発行した。

### (3) 総会及びセミナーの開催

#### ■ 「メッシュ気象情報とICT技術の活用による営農高度化」テーマ

開催日 平成29年2月22日（水）13:30～17:00

場 所 自治労会館3F 中ホール（150名）

主 催 北海道高度情報化農業研究会

後 援 北海道農政部

- ・ 総会 12:45～13:15
- ・ セミナー 13:30～17:00
- ・ 懇談会 17:30～（会費3千円）

## 議案第2号

## 第12期収支決算報告書

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

## 【収入の部】

(単位：円)

科目	第12期 予算額 (a)	第12期 決算額 (b)	差額 (b - a)	摘要
個人会費収入	100,000	96,000	▲4,000	96名(未納23)
賛助会費収入	460,000	440,000	▲20,000	22法人
セミナー・講習会収入	20,000	37,200	17,200	セミナー参加費
交流会収入	0	0	0	
雑収入	588	40,833	40,245	預金利息、フェア印刷費
繰越金	139,412	139,412	0	前年度会計繰越
計	720,000	753,445	33,445	

## 【支出の部】

(単位：円)

科目	第12期予算額 (a)	第12期決算額 (b)	差額 (b - a)	摘要
旅費	50,000	0	▲50,000	
交通費	30,000	0	▲30,000	セミナー交通費
通信費	25,000	12,174	▲12,826	郵便料
消耗品費	10,000	0	▲10,000	
交流費	10,000	0	▲10,000	
広報費	320,000	120,685	▲199,315	原稿料、HP更新
負担金	60,000	60,000	0	賛助会費
雑費	5,000	1,512	▲3,488	振込手数料等
資料印刷費	10,000	32,008	22,008	フェア資料印刷
セミナー・講習会費	200,000	112,612	▲87,388	謝金、会場費等
計	720,000	338,991	▲381,009	

(単位：円)

差引残高	0	414,454		
------	---	---------	--	--

## 【現預金残高内訳】

(単位：円)

項目	金融機関名	金額	摘要
郵便振替口座	ゆうちょ銀行	286,232	
普通預金	北洋銀行	128,222	
現金	—	0	
計		414,454	

第12期活動報告並びに収支決算に関する監査報告

北海道高度情報化農業研究会会長より提出された第12期活動報告並びに収支決算の各事項について、監査の結果その内容は適正であると認めます。

平成29年2月13日

北海道高度情報化農業研究会

監事 加藤 聡 

監事 野本 健 

### 1 高度情報化農業研究を巡る状況

高度情報化農業の目指すものは、ICT技術を活用した安全・安心・安価な農産物の安定供給であり、環境保全と生産性の両立・増進である。

国は、農業分野におけるICT先進技術を活用したスマート農業の推進に向けた様々な施策を通じて、農業の労働力不足や技術の継承、生産性の向上など、農業競争力強化を図るとしている。

北海道は、大規模な土地利用型農業経営が行われており、スマート農業化に適合する地域である。このため、農作業のロボット化、オートガイダンスシステム、精密農業などの高度情報化農業の研究・実証・普及が加速している。正に、農業に関する情報、ビッグデータの利活用がこれからの農業経営の鍵となりえる。

このような状況の下で、高度情報化農業の情報発信はスマート農業の普及に欠かせないものと考えられる。

### 2 北海道高度情報化農業研究会の活動方針

農業情勢のめまぐるしい変化を前に、多様な即応力強化の要望が高まり、本研究会が2004年11月に設立され、①全地球航法衛星システム(GNSS)、地理情報システム(GIS)、リモートセンシング(RS)等による基盤整備・生産技術開発、②インターネットや携帯電話、ICTタグ等による流通システム改善、③地域農業情報システムによる営農改善、などの情報共有、課題解決への寄与を目的にスタートした。

今期の研究会の基本方針として、引き続き①会員の多様な期待に応える活動、②会員の交流促進、情報の共有化を重視する。

### 3 活動計画

研究会の基本方針に基づき、次の事業実施を計画する。

なお、計画の詳細については運営委員会及び事務局に一任願いたい。

#### (1) 会議の開催

運営委員会を随時開催し、第13期の活動計画を具体化する。

#### (2) 北海道情報化農業ニュースの発刊

前期と同様に北海道情報化農業ニュースを3ヶ月毎に定期発行する。また、定期発行の間に得られた情報については随時号外を発行する。

#### (3) セミナー、講演会の開催

通常総会に合わせてセミナーを開催する。

その他講習会、セミナー等の開催については、運営委員会においてテーマを定め開催する。(開催日程等詳細については決定次第、北海道情報化農業ニュースでお知らせする。)

#### (4) 後援・行事参加

前期と同様にいろいろな行事に参加し、当研究会の活動をPRするとともに、会員に有益な情報収集と発信を行う。

#### (5) 他の研究会との連携

高度情報化関係の研究会と連携を図り、情報交換を行う。



議案第5号

第13期収支予算計画(案)

(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

【収入の部】

(単位：円)

科目	第13期 予算額 (a)	第12期 予算額 (b)	第12期 決算額 (c)	差額 (a-b)	差額 (a-c)	摘要
個人会費収入	100,000	100,000	96,000	0	4,000	100名
賛助会費収入	440,000	460,000	440,000	▲20,000	0	22法人
セミナー・講習会収入	20,000	20,000	37,200	0	▲17,200	参加費
交流会収入	0	0	0	0	0	
雑収入	546	588	40,833	▲42	▲40,287	預金利息他
繰越金	414,454	139,412	139,412	275,042	275,042	前年度会計繰越
計	975,000	720,000	753,445	255,000	221,555	

【支出の部】

(単位：円)

科目	第13期 予算額 (a)	第12期 予算額 (b)	第12期 決算額 (c)	差額 (a-b)	差額 (a-c)	摘要
旅費	50,000	50,000	0	0	50,000	取材旅費
交通費	30,000	30,000	0	0	30,000	タクシー・レンタカー等
通信費	25,000	25,000	12,174	0	12,826	郵便料
消耗品費	10,000	10,000	0	0	10,000	事務用品等
交流費	10,000	10,000	0	0	10,000	取材交流
広報費	200,000	320,000	120,685	▲120,000	79,315	原稿料 HP 更新
負担金	60,000	60,000	60,000	0	0	賛助会費
雑費	50,000	5,000	1,512	45,000	48,488	振込経費他
資料印刷費	40,000	10,000	32,008	30,000	7,992	コピー他
セミナー・講習会費	500,000	200,000	112,612	300,000	387,388	謝金、会場費等
計	975,000	720,000	338,991	255,000	636,009	

(単位：円)

差引残高	0	0	414,454	0	▲414,454	
------	---	---	---------	---	----------	--

## 役員改選について

北海道高度情報化農業研究会規約第5条及び第6条、並びに附則9項により、第7期役員の選任を願いたい。

## 第6期役員（任期：H27・1・1～H28・12・31）

区分	氏名	所属	役職	備考
会長	竹林 孝	公益財団法人 北海道農業公社	理事長	補選 H28年11月
副会長	仁平 恒夫	ホクレン農業協同組合連合会 農業総合研究所	特任技監	補選 H28年6月
監事	加藤 聡	北海道土地改良事業団体連合会	専務理事	補選 H28年11月
	野本 健	一般財団法人 北海道農業近代化技術センター	特任研究員	第3期より 再任

## 第7期役員（任期：H29・1・1～H30・12・31）

区分	氏名	所属	役職	備考
会長				
副会長				
監事				

## 北海道高度情報化農業研究会規約

(名 称)

第1条 本会は「北海道高度情報化農業研究会」という。

(目 的)

第2条 本会は北海道における持続的な農業の発展のための情報技術の活用促進およびその健全な普及を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 北海道を主なフィールドとする高度情報化農業に関わる研究の交流促進
- (2) 講演会および研究会の開催
- (3) その他本会の目的を達成するに必要とする事業

(会 員)

第4条 本会は本会の目的に賛同する次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員：本会の目的に賛同する個人
- (2) 賛助会員：本会の目的に賛同する法人、団体等

(役 員)

第5条 本会に次の役員をおく。役員の任期は2カ年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 会 長：1名 会長は本会を代表して会務を総理する。
- (2) 副会長：1名 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときその業務を代行する。
- (3) 監 事：2名 監事は本会の業務および財産について監査し、その結果を総会において報告する。

(選 任)

第6条 会長、副会長および監事は総会において正会員の中から選任する。

(総 会)

第7条 総会は会長が召集し、本会の運営に関する重要な事項について審議決定する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 3 会員が総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

(欠員補充)

第8条 役員の任期中における退任要請があった際は、速やかに後任役員の補充を行わなければならない。

(運営委員会)

第9条 本会の事業の企画立案および運営等を行うために運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は会長が指名する会員で構成する。
- 3 運営委員会には必要に応じてアドバイザーを参加させることができる。

(事務局)

第10条 庶務、会計等を処理するため、会長は正会員の中から事務局長と事務局員若干名を指名し、事務局を組織する。

2 事務局の所在地は当分の間、札幌市中央区北5条西6丁目1-23 公益財団法人北海道農業公社に置く。

(会 費)

第11条 会員の年額会費は正会員1,000円、賛助会員20,000円とする。

2 会費の改訂は総会で決定する。

(会計年)

第12条 本会の会計年は1月1日より12月31日までとする。

(退 会)

第13条 会員が自ら退会を希望する場合は、事務局に申し出ることとする。

2 会費未納の会員に対して督促を行い、3ヶ年以上会費未納の会員は退会扱いとする。

(規約の改廃)

第14条 本会規約は総会の議決により改廃される。

【附 則】

1 本規約は平成16年11月15日から施行する。

2 初年目の会費は、平成17年12月31日までとする。

3 第1期の役員、運営委員会、事務局の任期は、平成18年12月31日までとする。

4 第2期の役員、運営委員会、事務局の任期は、平成20年12月31日までとする。

5 第3期の役員、運営委員会、事務局の任期は、平成22年12月31日までとする。

6 第4期の役員、運営委員会、事務局の任期は、平成24年12月31日までとする。

7 第5期の役員、運営委員会、事務局の任期は、平成26年12月31日までとする。

8 第6期の役員、運営委員会、事務局の任期は、平成28年12月31日までとする。

9 第7期の役員、運営委員会、事務局の任期は、平成30年12月31日までとする。